

# 広島県助産師修学資金

## 広島県で助産師として就業を考えている方へ！

この制度は、広島県内の助産師の確保を図ることを目的とした制度です。卒業後、助産師として広島県内の医療機関に就業する学生に対し、広島県助産師修学資金の貸付希望者を、次のとおり募集します。

○受付期限 令和4年5月13日〔金〕〔当日の消印有効〕

○面接日 申請された方に、別途お知らせします。  
※6月頃、オンラインによる面接を予定しています。



### ■広島県助産師修学資金の貸付制度について

#### 貸付対象者

貸付を受けるためには、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・ 助産師養成施設の最終年次に在学していること
- ・ 卒業後、直ちに広島県内の分べんを取り扱っている医療機関に就業し、5年以上、助産師として就業する意思があること
- ・ 学業優良で健康な者であること

#### 貸付金額

年額60万円（月額5万円×12月）

#### 募集人数

8名

#### 貸付者の決定

提出された書類及びオンライン面接による審査の上決定し、文書により在学している助産師養成施設の長を経て申請者に通知します。

## 返還の免除

次の場合に、修学資金の返還を免除します。

- ・助産師養成施設を卒業後、1年以内に助産師免許を取得し、かつ、免許取得後、広島県内の分べんを取り扱っている医療機関において助産師業務に就業し、引き続いて5年以上、助産師業務に従事した場合

## 修学資金の返還

次の場合は、貸付を受けた修学資金を知事の定める日までに返還しなければなりません。

- ・卒業の見込みがなくなったとき
- ・修学資金の貸付の要件に該当しなくなったとき
- ・修学貸付を辞退したとき
- ・修学資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## 保証人

常時2人以上の成人の保証人が必要です。

※ 2人の保証人は、生計を別にする者とし、原則1人は、広島県内に居住する者としてください。

※ 広島県外に居住する者を保証人とする場合、貸付決定後、当該保証人の住民票の提出が必要です。

## ■ 申込方法

次の書類を在学している助産師養成施設の長を経由して、広島県健康福祉局医療介護基盤課に提出してください。

- 広島県助産師修学資金貸付申請書（様式第1号）
- 在学している助産師養成施設の長の調書（様式第2号）
- 健康診断書

※養成所で実施した健康診断書の提出が期限に間に合わない場合は、養成所を通じてご連絡ください。

※ 様式は「ひろしまナースネット」からダウンロードできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nurse-net/>

## ■ 問い合せ先

〒730-8511

広島県広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局医療介護人材課 医療人材グループ

電話：(082) 513-3057【ダイヤルイン】

（令和4年4月1日より「医療介護基盤課」に課名が変わります。電話番号に変更はありません。）